



事業所の皆様へ

事業所などの施設を災害時の地域住民の緊急避難のために使用させていただきませんか？

三条市では、緊急時に一時的に住民が避難する場所としてふさわしい民有施設が地域にある場合は、自治会が民有施設の所有者・管理者の合意を得た上で、「緊急避難場所」に選定するよう自治会に呼び掛けています。

事業所の皆様で、事業所などの施設を「緊急避難場所」として、災害時に地域住民の緊急避難のために使用させていただける場合は、三条市総務部行政課防災対策室（代表：0256-34-5511 内線：339, 469）までご連絡ください。

また、自治会から直接貴施設を「緊急避難場所」に選定したい旨の申入れがあった場合は、自治会との施設使用の合意についてご協力くださいますようお願いいたします。

1 緊急避難場所とは？

避難所※への避難ができないなど災害の危険から緊急的に身を守らなければならない時に、一時的に避難する場所です。具体的には、水害時の場合は建物全体が浸水しない安全な建物、震災時の場合は屋外の安全なスペースとし、地域内にあるふさわしい民有施設を自治会が施設の所有者・管理者の合意を得た上で選定します。

※避難所とは、被災者が自宅もしくは仮設住宅に入居できるようになるまでの間、炊き出しや物資の提供などを受けながら過ごす場所（公共施設）です。

2 施設の使用に関する基本条件

施設の使用に関する具体的な条件は、自治会と施設の所有者・管理者との間で決めていただきますが、基本的な条件は次のとおりです。



- ・ 緊急避難場所として利用させていただく場合は、避難所に避難することができない緊急時、住民が一時的に避難させていただく時に限ります。
- ・ 施設の所有者・管理者にお願いする役割としては、施設の開錠や避難者の緊急受入れ（施設内の安全な場所への誘導）、市の災害対策本部との連絡調整（必要に応じて）などです。基本的に物資や食料の提供を行っていただく必要はありません。
- ・ 原則として、市及び自治会から施設の提供者に対し、緊急避難場所としての施設の使用に係る対価の支払い、補償等を行わないものとします。

3 緊急避難場所ステッカーの貼付

自治会が緊急避難場所を選定した場合には、その施設が「緊急避難場所」であることが一目でわかるステッカーを市が自治会に配付しますので、自治会からステッカー貼付の依頼があった場合には、施設の見やすい所に貼っていただくようお願いいたします。

4 市ホームページへの事業所名の掲載

緊急避難場所として施設の提供にご協力いただける事業所様につきましては、事業所名を市ホームページに掲載させていただきます。

【連絡先】

三条市 総務部 行政課 防災対策室

電話番号 34-5511（内線339, 469）